

在宅緩和ケアについて

当診療所は、2023年11月1日より『在宅緩和ケア充実診療所』の施設基準に係る届出を行いました。

在宅緩和ケア充実診療所とは

- (1) 機能強化型の在宅療養支援診療所の届出を行っていること。
- (2) 過去1年間の緊急の往診の実績を15件以上、且つ、過去1年間在宅での看取りの実績を20件以上であること
- (3) 末期の悪性腫瘍等の患者であって、鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないものに、患者が自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を実施した実績を過去1年間に2件以上有すること。
- (4) 緩和ケア病棟又は在宅での1年間の看取り実績が10件以上の保険医療機関において、3か月以上の勤務歴がある常勤の医師がいること。
- (5) 「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会」又は「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会等」を修了している常勤の医師がいること。
- (6) 院内等において、過去1年間の看取り実績及び十分な緩和ケアが受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされている。

以上(1)～(6)の施設基準を満たすことで、関東信越厚生局へ届け出を行っている医療機関のことです。

太田協立診療所は、「在宅緩和ケア充実診療所」の届出を行うことにより、今後とも充実した診療体制を構築してゆく所存です。また、がん診療、在宅緩和ケアを含め、より充実した在宅医療が提供できますようスタッフ一同精進いたします。

在宅看取り実績 25名(R4年7月～R5年6月)

緊急往診実績 229名(")

太田協立診療所

所長 加藤 なつ江